

社会福祉法人正紀会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正紀会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 当法人の役員及び評議員等の報酬は、支給しないものとする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。